

## 業種確認のできる書類（優先順位順）

※ 確認内容は「業種」と「状況」の2つです。  
この2つの証明ができる書類を  
優先順位の若いほうから選んで下さい。

### [個人事業主・一人親方の場合]

#### 建設工事（1～29の業種）

① 建設業許可通知書	証明の期間が有効であるもの。
② 都道府県の公的機関が発行した登録証 又は証明書	許可期間が有効であるもの。 許可期間の記載が無ければ、証明日から3か月以内の書類。
③ 労災保険特別加入届	1年以内に届出したもの。 また、業種が確認できるもの。
④ 個人事業所の開業届	1年以内に届出したもの。 また、業種が確認できるもの。
⑤ 確定申告B 青色申告決算書 収支内訳書	1年以内のもの。 また、業種欄で業種が確認できるもの。
⑥ 請求書 見積書 請負契約書	1年以内のもの。 また、業種が確認できるもの。
⑦ 第三者の証明（建設連合書類）	3か月以内の証明を受けたもの。

#### 建設工事に関する業務（30の業種）設計業・測量業・地質調査業

建築士事務所登録申請書 建築士事務所登録済証 ① 測量業者の登録証明書 地質調査技師登録証	証明の期間が有効であるもの。
建築士免許 ② 測量士・測量士補佐登録証明書 地質調査技師登録証明証	許可期間が有効であるもの。 許可期間の記載が無ければ、証明日から3か月以内の書類。 ※ 状況の確認書類が別途必要です。
③～⑦は建設工事と同じになります。	

### [従業員の場合]

#### 全業種（1～30の業種）

雇用証明書	1年以内に証明を受けたもの。
-------	----------------